

南長浜地域まちづくり検討会議開催要領

(目的)

第1条 長浜市総合計画第3期基本計画の重点プロジェクト「長浜市に暮らす若者が、現在も、将来も魅力を感じられるまちを創る」取組の一つとして、産官学が集積する南長浜地域の利点を生かしたまちづくりや、土地利用の規制、誘導による定住化及び地域振興に向けた検討を進める「南長浜地域まちづくり共創会議」に、まちづくりコンセプト、ビジョンの案を提示する「南長浜地域まちづくり検討会議（以下「検討会議」という。）」を開催する。

(所管業務)

第2条 検討会議は、次の事項を所管する。

- (1) 南長浜地域のまちづくりコンセプト及びビジョンに係る調査及び研究並びに案作成に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 検討会議の委員は20名以内とし、市長は次に掲げる者のうちから、検討会議へ委員としての参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 南長浜地域の活性化のため、意欲的又は主体的に活動する者
- (3) 南長浜地域に新たな魅力や価値、視点をもたらす地域外事業者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 検討会議の進行は、委員長がこれに当たる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、検討会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、就任承諾後初めて開催される検討会議から、第1条の目的が達成される検討会議の終了時までとする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、未来創造部政策デザイン課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月7日から施行する。